

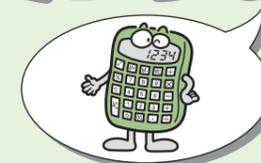
税のお知らせ

平成19年度から「個人住民税」のしくみが大きく変わります

▶ 問い合わせ 税務グループ ☎ 079(435)0358

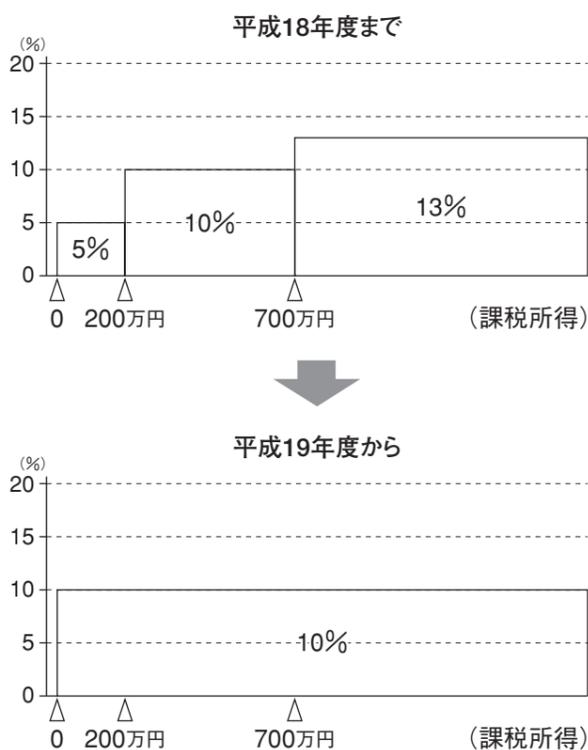
地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民の方にとって必要なサービスを国税である「所得税」の一部(3兆円規模)を地方税である「個人住民税」へ移す(税源移譲)にともない、皆さんに納めていただいている個人住民税(個人町

より効率的に行えるように、平成18年度の国の税制改正によって、(税源移譲)ことになりました。県民税)が、平成19年度(平成19年6月課税分)から大きく変わります。



【1】所得割の税率が10%に統一されます

個人住民税には、所得に応じて負担していただく「所得割」と一定額を負担していただく「均等割」があります。この所得割の税率が平成18年度までは3段階(5、10、13%)でしたが、平成19年度からは一律10%に変わります。



※課税所得とは、所得(給与所得金額・年金所得金額・事業所得金額など)から、所得控除(配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除など)を差し引いた金額です。

計算例 課税所得が300万円の方の場合

平成18年度まで
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

平成19年度から
 $300万円 \times 10\% = 30万円$ (10万円の増加)

※住民税は10万円増えていますが、右記①記載のように、住民税と所得税とを合わせた負担率は変わりません。

<税源移譲による3つのポイント>

①多くの場合、個人住民税は増加、所得税は減少となりますが、個人住民税と所得税を合わせた税負担は変わりません。

税源移譲による個人住民税の所得割の税率を一律10%にすることに伴い、国の所得税の税率も4段階から6段階に変わります。

この結果、たとえば、課税所得200万円以下の方の場合、個人住民税の税率が5%から10%に引き上げられますが、その分、所得税の税率が10%から5%に引き下げられますので、個人住民税と所得税を合わせた全体の税負担は変わりません。

平成18年度まで(税源移譲前)

個人住民税 所得割 課税所得	個人 住民税 税率	所得税 課税所得	所得税 税率	負担率
200万円以下	5%	330万円以下	10%	15%
200万円を超え 700万円以下	10%	330万円を超え 900万円以下	20%	30%
		900万円を超え 1800万円以下	30%	43%
700万円を超え	13%	1800万円を超え	37%	50%

平成19年度から(税源移譲後)

個人住民税 所得割 課税所得	個人 住民税 税率	所得税 課税所得	所得税 税率	負担率
一律	10%	195万円以下	5%	15%
		195万円を超え 330万円以下	10%	20%
		330万円を超え 695万円以下	20%	30%
		695万円を超え 900万円以下	23%	33%
		900万円を超え 1800万円以下	33%	43%
		1800万円を超え	40%	50%

税源移譲による納税者の方の負担は変わりません

②個人住民税と所得税の納付方法のちがいによって、税源移譲の影響が出る時期にズレがあります。

たとえば、サラリーマンの方のように、毎月の給料から税金(個人住民税・所得税)を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の減少が先行されます。

一方、事業などをされていて確定申告により所得税を確定されている方は、所得税の減少は平成20年2月~3月の確定申告から、個人住民税の増加は平成19年6月から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の増加が先行されます。

③平成19年度には税源移譲以外に、税負担の増加となる改正があります。

平成19年度の個人住民税では、国の税制改正により定率減税の廃止や65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置などによる税負担の増加があります。

詳しくは、右記の【2】・【3】をご覧ください。



税務署からのお知らせ 農業所得の申告は「収支計算」で

平成18年分(平成19年2月~3月申告分)から水稲所得標準が廃止されます。

これまで収支計算が困難な小規模の米作農家の方々については、申告の目安として水稲所得標準を適用して申告されていた方もおりましたが、水稲所得標準が廃止された後は、すべて「収支計算」によって申告をしていただくこととなります。「収支計算」を行うためには、収入金額や必要経費の分かる領収書、請求書などの書類(平成18年1月~12月の間)が必要となりますので、必ず保存しておいてください。

▶ 問い合わせ 加古川税務署個人課税部門 ☎ 079(421)2951
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【2】定率減税の廃止(すべての所得割課税者対象)

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。この定率減税の額は、平成18年度は所得割額の7.5%相当額(上限2万円)となっていたましたが、平成19年度から廃止されることになりました。

	平成18年度	平成19年度以降
住民税(所得割)	個人住民税所得割の7.5%(上限2万円)	廃止

◎所得税は、平成18年分は税額の10%(上限12万5千円)減額されますが、平成19年分より廃止されます。

【3】65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置(住民税のみ)

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方が対象です。

平成17年1月1日において、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成18年度は年税額の3分の2が減額されていましたが、平成19年度は年税額の3分の1が減額となります。

平成20年度からは全額課税となります

平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割1,300円 所得割1/3を課税	均等割2,600円 所得割2/3を課税	全額課税

※平成18年度から上記の均等割に県民緑税800円が加算されています。(県民緑税は減額の対象にはなりません)

「わくわく講座」をご活用ください

税制改正のしくみについて、5人以上のグループを対象に、「わくわく講座」を出前します。なお、業務の都合上、平成18年12月までの日程で申し込みをお願いします。詳しくは企画グループまでお問い合わせください。

▶ 問い合わせ 企画グループ
 ☎ 079(435)0356